

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含めこれまで数次にわたる取組が行われ、「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材の確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとなされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること（見える化要件）

見える化要件とは

ホームページへの掲載等により、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載することとされています。

見える化要件に基づき当法人の処遇改善に関する具体的な取組内容を以下のとおり公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格取得支援として、資格取得のための受講料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。
処遇の改善 労働環境	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	随時ミーティング等を行い業務改善等に関する意見等を職員から求め、勤務環境やケア内容の改善を図っています。
その他	非正規職員から正規職員への転換	正規職員への転換を希望する職員に優先的な応募の機会の付与を図り、正規職員転換制度規程により正規職員への転換を推進しています。